

議案第 3 号

富津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について  
富津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成27年11月27日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第 2 号）が施行されることに伴い、減免申請期限の見直しをするとともに、申告書等への個人番号等の記載に係る規定の整備等をするため、条例の一部を改正するものである。

## 富津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

富津市国民健康保険税条例（昭和46年富津市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第12条の2第1項第1号中「及び住所」を「、住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）」に改め、同項第2号中「氏名」の次に「及び個人番号」を加える。

第14条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に、「前々月の15日」を「3月前の末日」に改め、同項中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

（1） 納税義務者の氏名、住所及び個人番号

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第14条第2項の改正規定中「前々月の15日」を「3月前の末日」に改める部分は公布の日から、同項の改正規定中「納期限前7日」を「納期限」に改める部分は平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の富津市国民健康保険税条例（以下「新条例」という。）第12条の2第1項第1号及び第2号並びに第14条第2項第1号の規定は、前項本文に定める日以後に提出する新条例第12条の2第1項に規定する申告書及び新条例第14条第2項に規定する申請書について適用し、同日前に提出したこの条例による改正前の国民健康保険税条例第12条の2第1項に規定する申告書及び第14条第2項に規定する申請書については、なお従前の例による。

3 新条例第14条第2項（各号列記以外の部分に限る。）の規定は、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。